

告示

埼玉県告示第七百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
こどもみらいデンタルクリニック	戸田市下戸田一―七―八モンテボヌール一階	令和七年九月三十日
戸田歯科	戸田市新曽六六二T―F R O N T E 三 F	令和七年四月三十日
戸田おとなこども歯科	戸田市新曽八〇五―一―一 F	令和七年四月三十日
医療法人社団幸毅会 新座眼科	新座市東北二―三五―一九 o r i r o 志木一階	令和七年七月三十一日